

保育園等入園申込みのご案内

目次

1. 入園基準について(P2)	2. 入園対象年齢について(P2)
3. 発達の遅れや障がい等がある児童の入園について(P3)	
4. 当初入園申込みの手続きから決定まで(P3～)	
5. 途中入園申込みの手続きから決定まで(P6)	
6. 入園後の手続き及び転園について(P7)	7. 保育料等について(P7～)

◆保育園等とは

- ①「保育園」・・・保護者が働いていたり、病気などのため、家庭でお子さんを保育できないときに、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。
- ②「小規模保育事業所」・・・上記①の他に、児童福祉法に基づく市の認可を受けて、0～2歳児の保育を実施する施設です。

◆保育時間について

平成30年度の保育園の開園時間は下表のとおりです。保育時間は保護者の勤務時間および通勤時間の状況に応じて、下表の時間の範囲内で決定します。延長保育（7:30～8:00、16:00～各閉園時間）、休日保育の利用にあたっては、別途申請および利用料が必要です。

施設名	所在地【電話番号】	定員(人)	保育実施児童年齢	開所時間(平日)	開所時間(土曜日)	開所時間(日・祝日)	一時保育	子育て支援センター
蒔生保育園 (民間運営)	蒔生町仲田 48-1 [34-7557]	180	0～5歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 17:00	/	○	○
天王保育園 (民間運営)	三好町天王 51-20 [32-2346]	160	0～5歳児	7:30～ 22:00	7:30～ 17:00	7:30～ 18:00	○	/
なかよし保育園	西一色町二ノ沢 8-2 [32-3048]	135	0～5歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 13:00	/	○	/
みどり保育園	三好丘桜 4-11-1 [36-3330]	180	0～5歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 13:00	/	/	○
打越保育園	打越町畦達 311 [34-0123]	160	0～5歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 13:00	/	○	○
城山保育園	福谷町市場 61-2 [36-3310]	110	0～5歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 13:00	/	/	/
明知保育園	明知町細口浦 41 [32-1035]	120	1～5歳児	7:30～ 18:00	7:30～ 13:00	/	/	/
すみれ保育園	三好町八和田 108 [34-3123]	100	0～5歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 13:00	/	/	/
わかば保育園	三好町大坪 54 [34-1151]	160	0～5歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 17:00	/	○	/
黒笹保育園 (民間運営)	福谷町西大山 1-31 [36-5107]	180	0～5歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 17:00	/	○	○
キッズハウス みよし(小規模)	三好丘 1-11-5 [36-3131]	19	0～2歳児	7:30～ 19:30	7:30～ 17:00	/	/	/

5月～10月は7:30～17:00

5月～10月はありません

1. 入園基準について

保育園に入園申込みができるのは、次の①、②の基準をすべて満たす場合です。

- ① 入園予定日にみよし市に住民登録しており、実際にみよし市で生活していること、または転入予定である家庭の児童であること（※転入予定の場合、土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の写しを添付した「転入に関する確認書」の提出が必要）
- ② 児童の保護者が次の表に掲げる事由に該当すること。

保育園の入園基準	具体的な保護者の入園事由	
	3歳未満児	3歳以上児
1 居宅外労働	居宅外で1か月につき80時間以上の仕事をしている場合（参考例：1日につき実働4時間以上の仕事を月20日以上している場合など）	居宅外で1か月につき60時間以上の仕事をしている場合（参考例：1日につき実働4時間以上の仕事を月15日以上している場合など）
2 居宅内労働	居宅内で1か月につき80時間以上の仕事をしている場合（参考例：1日につき実働4時間以上の仕事を月20日以上している場合など）	居宅内で1か月につき60時間以上の仕事をしている場合（参考例：1日につき実働4時間以上の仕事を月15日以上している場合など）
3 産前産後	出産予定日の6週間前の日から出産日後8週間後の日までの期間にある場合	
4 疾病・障がい	保育ができないと認められる程度の病気、または心身に障がいがあると認められる場合	
5 介護	常時、付き添って介護に従事している場合	
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合	
7 就学	学校、職業訓練校その他専門学校において1か月につき80時間以上就学している場合（参考例：1日につき4時間以上かつ月20日以上就学している場合など）	学校、職業訓練校その他専門学校において1か月につき60時間以上就学している場合（参考例：1日につき6時間以上かつ月10日以上就学している場合など）
8 求職活動	居宅外で求職活動をしている場合	

<入園申込みにあたっての注意事項>

- ※ 上記の要件を満たしていなければ入園申込みができません。就労内容等も毎月満たしていない場合は、年度途中でも退園していただきます。
- ※ 育児短時間勤務を適用する場合は、育児短時間勤務を適用しない時の本来の契約時間が上記の時間数を満たしていれば、要件を満たしていることとなります。
- ※ 求職活動を入園事由として入園承諾された児童は、入園後2か月以内に、上記入園基準1または2を満たした「就労証明書」等を提出されない場合は退園していただきます。（※同一年度内に2回求職活動を入園事由とすることはできません。）
- ※ 同居、別居の区別については、住民登録上の世帯では判断せず、居所で判断します。居宅が別れていても、同一の敷地に居宅がある場合は同居とみなします。
- ※ 保護者が育児休業中の方の入園申込みについては、3歳以上児に限り、園の定員に余裕がある場合に限り入園することができます。
- ※ 申込み時点で出生している児童が受付対象です。（0歳児の入園は、生後8か月になった翌月から可）

2. 入園対象年齢について

区分	対象児（生年月日等）の範囲	最長保育実施希望期間
5歳児クラス（年長）	平成24年4月2日～平成25年4月1日	平成31年3月31日
4歳児クラス（年中）	平成25年4月2日～平成26年4月1日	平成32年3月31日
3歳児クラス（年少）	平成26年4月2日～平成27年4月1日	平成33年3月31日
2歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日	平成34年3月31日
1歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日	平成35年3月31日
0歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日	平成36年3月31日

3. 発達の遅れや障がい等がある児童の入園について

発達の遅れや障がい等がある児童の入園については、保育の利用を必要とする事由のほかに、児童の状態（集団保育になじむこと、身辺自立、心身の成長発達に有効と認められることなど）を確認したうえで、入園を決定します。申込み前に、あらかじめ保育園または子育て支援課へ相談してください。

4. 当初入園申込みの手続きから決定まで

- ① 入所申込書等書類配布及び受付 各保育園 **(キッズハウスみよしは市役所子育て支援課で実施します。)**
- ② 申込み対象者 平成30年4月からの新入園と、平成30年4月から12月までに育児休業復帰による入園を希望される方

③ 当初入園申込み受付日程

受付日時		受付保育園等
10月5日(木)	8:30~17:00	明知保育園
	8:30~18:00	みどり保育園
10月6日(金)	8:30~18:00	すみれ保育園・城山保育園
10月10日(火)	8:30~18:00	なかよし保育園・わかば保育園
10月11日(水)	8:30~17:15	キッズハウスみよし【小規模保育事業所】 (※受付は、市役所 子育て支援課にて実施)
10月12日(木)	8:30~18:00	天王保育園【民間運営】・黒笹保育園【民間運営】
10月13日(金)	8:30~18:00	筋生保育園【民間運営】・打越保育園

- ・ **わかば保育園は、平成30年5月から10月末まで大規模改修工事を行う予定です。工事期間中、入園児は別の保育園へ一時的に転園していただきます。**
 - ・ 入園対象のお子さんをお連れください。なお、当日に申し込みができない場合は、入園希望の保育園に事前に連絡してください。平成29年10月31日(火)まで各保育園で受付をします。【1次審査対象】
 - ・ 平成29年11月1日(水)以降は、市役所子育て支援課にて随時入園受付を行います。【2次審査対象】
 - ・ 定員を超えた場合は、10月31日(火)までに受け付けた人を対象に、保護者の就労状況など、保育の必要性の高い子を優先にして調整します。
- ④ 入園審査 入園希望者が定員を超えた場合は、11ページの別表「みよし市保育園入園基準指数表」により指数化し審査します。なお、「同点の場合の優先順位」によっても選考できない場合は、抽選となります。
- ⑤ 入園の決定 平成30年2月上旬予定
入園が決定した場合は、「入所承諾書」等を郵送にて通知します。
- ⑥ 保育料の決定 保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親等の市町村民税と児童の年齢および保育必要量等によって決定します。
- ⑦ 入園説明会 保育園行事・生活や保育で使用する用品等についてのご案内を行います。
平成30年2月下旬に実施を予定しています。(正式な日程等は「入所承諾書」を郵送する際に同封します。)
- ⑧ ならし保育 スムーズに保育園生活に慣れていただくため、「ならし保育」を行っています。ならし保育期間は、入園日から4日間程度行います。

申込みに必要なもの

対象者		提出及び添付が必要な書類等	
申込者全員		<input type="checkbox"/> 保育所入所申込書(兼児童台帳) (児童1人につき1枚必要) ※保育料算定のため、同居の家族状況は必ずご記入ください。 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印) <input type="checkbox"/> 保育料等口座振替申込書 (児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 支給認定申請書 (児童1人につき1枚必要) ※支給認定についての詳細は次ページ参照。 <input type="checkbox"/> 平成29年1月1日にみよし市以外の市町村に住んでいた方は、平成29年度(平成28年中)の市町村民税課税証明書	
児童の保育が必要な状況を確認する書類	就 労	外 勤	<input type="checkbox"/> 外勤就労証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険健康保険証の写し(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 【3歳未満児のみ】入園3か月目に直近2か月分の「給与支給明細書」の写しを保育園へ提出
		農 業	<input type="checkbox"/> 農業従事証明書 <input type="checkbox"/> 農家台帳の写し <input type="checkbox"/> 年間農業従事計画表 【専従者の場合】 <input type="checkbox"/> 外勤就労証明書 <input type="checkbox"/> 事業者の農家台帳の写し <input type="checkbox"/> 年間農業従事計画表(本人のもの)
		自 営 業	<input type="checkbox"/> 自営従事証明書 <input type="checkbox"/> 確定申告書(第1表・第2表)・青色申告承認申請書・開業届のうちいずれか1つの写し 【専従者の場合】 <input type="checkbox"/> 外勤就労証明書 <input type="checkbox"/> 事業主の確定申告書(第2表・収支内訳書)・青色申告決算書・青色申告専従者給与に関する届出書のうちいずれか1つの写し
		内 職	<input type="checkbox"/> 内職証明書 <input type="checkbox"/> 【3歳未満児のみ】入園3か月目に直近2か月分の「給与支給明細書」の写しを保育園へ提出
	産前産後	<input type="checkbox"/> 出産予定申立書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し(表紙・出産予定日が記入してあるページ)	
	疾 病 等	<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> その他状況が分かる手帳の写し(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)	
	介 護 等	<input type="checkbox"/> 診断書(介護対象者) <input type="checkbox"/> その他状況が分かる手帳の写し(介護保険被保険者証、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)	
	就 学	<input type="checkbox"/> 就学証明書 <input type="checkbox"/> 在学証明書(原本)または学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割の写し	
	求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動に関する申立書 ※入園後、2か月以内に「外勤就労証明書」等の提出が必要です。	
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 内容がわかる書類	
転入予定の方		<input type="checkbox"/> 転入予定者に関する確認書 <input type="checkbox"/> その他必要な添付書類	
祖 父 母 と 同 居 し て い る 方		<input type="checkbox"/> 【3歳未満児のみ】同居する祖父母の状況調査票	

(注意事項)

「入所申込書」、「就労証明書」等に事実と虚偽の内容があった場合は、年度途中でも退園していただきます。また、就労状況(予定者も含む)確認のため、提出書類に基づいて就労先へ実地調査することがあります。

当初入園の申込みから入園までの流れ

1次申込みが10月中旬に間に合わなかった方対象

1次申込み

〔10月中〕 申込み書類提出
※第1希望園で受付（日時は3ページを参照）

〔11月～12月〕 入園審査・利用調整(市)
※第2希望以下の園、または待機児童になる場合、市役所または保育園からお電話いたします。

〔2月上旬〕 入園決定通知発送
※入園承諾前に辞退する場合は、早めにご連絡ください。（入所申込書はお返しします）
※入園承諾後に辞退する場合は、早急に園または市役所 子育て支援課までご連絡ください。（辞退届の提出をしていただきます）

〔2月下旬〕 入園説明会
※日程については、入園決定通知に同封します。

2次申込み

〔11月～2月末日〕 申込み書類配付・提出
※市役所 子育て支援課で随時受付

〔3月上旬〕 入園審査・利用調整(市)
※園に空きがある場合のみ、1次申込みで待機となってしまう児童も含めて審査、その後、入園決定通知発送。

〔3月中旬～下旬〕 入園説明
※各園で、個別に実施します。

〔4月以降〕 入園
※または待機児童名簿に登録。

※待機児童となってしまった場合は、毎月15日（土日祝の場合はその前開庁日）の閉庁後に、定員に空きがある園での途中入園審査を実施し、保育必要性の高い児童の保護者から順に、お電話で入園意思確認をさせていただきます。その後、入園決定通知を発送します。

支給認定について

子ども・子育て支援新制度に伴い、「支給認定申請手続き」が必要となります。支給認定申請手続きとは、保育を必要とする理由、保育の必要量等を市が客観的に審査し、保育の必要性を3つの区分に認定するものです。3つの認定区分については、下表をご参考ください。保育短時間については8時間（午前8時から午後4時まで）以内の保育利用となり、午後4時以降の延長保育は別途利用料が必要となります。保育標準時間については11時間（午前8時から午後7時まで）以内の保育利用となり、午後4時から午後7時までの延長保育料は保育料に含まれます。保育短時間、保育標準時間については、就労状況等により決定します。また、保育の利用時間区分によって保育料が異なりますので、詳しくは8ページをご参考ください。

【3つの認定区分について】

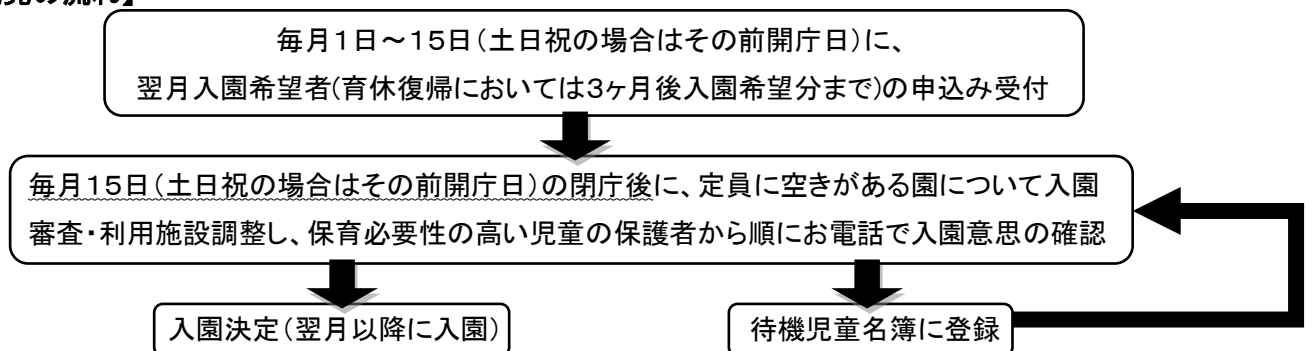
認定区分	内容	利用時間区分	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病、その他保育が必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病、その他保育が必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育(小規模保育事業所)

※平成29年9月1日現在、みよし市内には、認定こども園はありません。

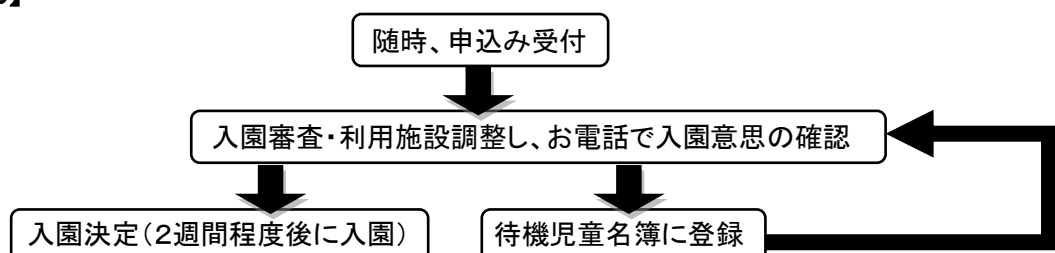
5. 途中入園申込みの手続きから決定まで

●平成30年4月以降は、途中入園申込みの受付を市役所 子育て支援課にて行います。

【0～2歳児の流れ】



【3～5歳児の流れ】



6. 入園後の手続き及び転園について

(1) 次の場合には、保育園長の指示にしたがって、届出等が必要です。

① **退園届** ※用紙は、保育園にあります。

入園事由がなくなり、家庭で保育ができる場合や市外に転出した場合は退園になります。必ず、保育園に退園届を提出してください。

- ・ 入園事由が、求職活動中で入園した場合は、同一年度内に2回求職活動を入園事由とすることはできません。求職活動中で申込みをして、入園2か月以内で就職した後、同一年度内で退職し失業状態となった場合は退園となります。
- ・ 3歳未満児（その年度の4月1日現在の年齢）は、育児休業を取得した時点で退園、3歳以上児は園の定員に余裕がある場合に限り入園を継続できます。

② **就労証明書等** ※用紙は、必要な時期に保育園を通じて配布します。

保育実施の期間中、保育の利用を必要とする状況の確認のため、原則として年2回「就労証明書等」の提出が必要です。

※就労状況について、必要に応じて保護者や就労先に確認します。

※書類の提出がない場合は、入園承諾を取消し、退園していただくことがあります。

③ **家庭状況等変更届** ※用紙は、保育園にあります。

入園後に就労先や住所、世帯等に変更があった場合は、必ず保育園に提出してください。

- ・ 氏名、世帯等の変更（結婚・離婚・別居・同居・出生等）
- ・ 住所変更があったとき（転出・転居）
- ・ 保護者の就労先の変更（転職・退職）
- ・ 保護者の勤務内容の変更等

※入園申込みから入園日までの間に上記のような変更があった場合は、市役所に必ず申し出てください。

(2) 年度途中の転園は、転居等やむを得ない場合を除き原則できません。10月頃に転園希望を保育園に提出し、翌年度の4月に転園希望先の保育園の定員に空きがある場合に限り、転園することができます。

7. 保育料等について

保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親の所得、もしくは両親が一定の所得未満の場合は祖父母等のうち生計主宰者の所得と児童の年齢によって決定します。原則、保育料は口座振替でお支払いいただき、口座振替日は毎月月末です。ただし、12月は25日が口座振替日となります。（金融機関が休業日の場合は翌営業日。）年度途中で、世帯員の変更、確定申告や修正申告等を行った場合、保育料を再算定するため申告書の提出が必要です。

※ 保育料の滞納が続く場合は、法律に基づいて滞納処分させていただくことがあります。

保育料算定に必要な資料

- ①平成30年8月以前に入園する方で、平成29年1月1日にみよし市以外の市町村に住んでいた方は、平成29年度（平成28年中）の市町村民税課税証明書を入園申込み時に提出してください。
- ②平成30年9月以降に入園する方で、平成30年1月1日にみよし市以外の市町村に住んでいた方は、平成30年度（平成29年中）の市町村民税課税証明書を平成30年6月以降に提出してください。

※ 利用時間区分が保育短時間の児童が午後4時以降の延長保育を利用する場合は、別途利用料が必要です。

※ 保育料とは別に、父母の会費やスモック・カバンなどの用品費等別途実費が必要となります。

※ 民間運営(天王・黒笹・苜生)の保育園のスモック等については、公立保育園と異なりますので各保育園にご確認ください。

平成30年度の保育料について【予定】

保育料の算定については、次の①～③の3つの区分に分けられます。

① ひとり親世帯等で、世帯の市民税所得割額が、77,101円未満の場合、第1子の保育料は表1の金額、第2子以降の保育料は無料となります。

表1 平成30年度 保育料徴収基準表 (単位：円)

定 義 (階 層)			3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	B00	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	C00	市民税均等割のみ世帯	4,400	4,300	3,150	3,050
第4	C01	市民税所得割額 48,600円未満	5,950	5,750	3,750	3,550
第5	D01	市民税所得割額 58,300円未満	9,000	8,700	5,000	4,700
第6	D02	市民税所得割額 77,101円未満	9,000	8,700	6,000	5,600

② 世帯の市民税所得割額が、57,700円未満の場合、第1子の保育料は表2の金額、第2子の保育料は表2の第2階層は無料、第3階層から第5階層までは半額、また第3子以降の保育料は無料となります。

表2 (単位：円)

定 義 (階 層)			3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2	B01	市民税非課税世帯	4,500	4,500	3,000	3,000
第3	C00	市民税均等割のみ世帯	8,800	8,600	6,300	6,100
第4	C01	市民税所得割額 48,600円未満	11,900	11,500	7,500	7,100
第5	D01	市民税所得割額 57,700円未満	19,300	18,700	10,000	9,400

【①～②の共通事項】

多子の計算においては年齢制限なし。(保護者等が養育し、又は監護し、生計を一にしている子であれば年齢に関わらない。)

③ ①と②以外の世帯の場合、保育料は表3のとおりです。

表3 (単位：円)

定 義 (階 層)			3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第5	D01	市民税所得割額 57,700円以上58,300円未満	19,300	18,700	10,000	9,400
第6	D02	市民税所得割額 97,000円未満	25,200	24,400	14,800	14,000
第7	D03	市民税所得割額 120,000円未満	34,000	33,000	18,400	17,400
第8	D04	市民税所得割額 169,000円未満	37,700	36,500	21,200	20,000
第9	D05	市民税所得割額 301,000円未満	46,600	45,200	24,200	22,800
第10	D06	市民税所得割額 301,000円以上	56,900	55,300	25,600	24,000

1. 保護者等が養育し、又は監護し、生計を一にする満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の児童のうち、第3子以降の保育料は無料となります。
2. 同一世帯から上記1の適用を受ける児童を除き、2人以上の就学前児童が保育所等(幼稚園等も含むので、必ず申告してください)に入所している場合の保育料は、最年長の子の保育料は表3の金額、最年長の子の下の子の保育料は表3の半額となります。
3. 里親(児童福祉法第6条の4に規定する里親)委託された児童に係る徴収額は無料となります。

【①～③の共通事項】

・平成30年4月から8月分までの保育料は平成29年度(平成28年分収入)の市民税、平成30年9月から平成31年3月分までの保育料は平成30年度(平成29年分収入)の市民税の課税状況によって決定されます。

・市民税所得割額は、住宅借入金特別控除等の税額控除適用前の金額で算定します。

延長保育料について

1. 月曜日から土曜日までの延長保育料について

短時間認定の方で午後4時を過ぎる利用につき延長保育料が掛かり、料金等は下表のとおりになります。標準時間認定の方は、保育料に延長保育料も含まれています。

利用区分	単位	延長保育利用料	
		標準時間認定	短時間認定
午後4時～午後5時	1回につき	0円	100円
午後5時～午後6時	1回につき	0円	100円
午後6時～午後7時	1回につき	0円	100円
午後7時～午後8時	1回につき	240円	
午後8時～午後9時	1回につき	100円	
午後9時～午後10時	1回につき	100円	

キッズハウスみよし、
天王保育園のみ
※ただしキッズハウス
みよしは19:30閉園

天王保育園のみ

※利用区分の時間は、各保育園の閉所時間によって異なります。

2. 休日（日曜日・祝日）保育の利用料について

短時間認定の方で午後4時を過ぎる利用につき、延長保育料が掛かり下表のとおりになります。なお、休日保育については、天王保育園のみで実施しております。

利用区分	単位	休日保育の延長保育利用料	
		標準時間認定	短時間認定
午後4時～午後5時	1回につき	0円	100円
午後5時～午後6時	1回につき	0円	100円

※休日保育利用料について、短時間認定の方は午前8時から午後4時まで、また標準時間認定の方は午前8時から午後6時までの利用については、月額保育料に含まれます。

※保育園は、最大でも週6日までの保育利用となります。休日保育を利用する週は、月曜日から土曜日までの間で1日が保育園お休みとなります。

3. 早朝保育について

午前7時30分から午前8時までの延長保育料は掛かりません。（別途申請は必要です）

◎認定区分「標準時間認定（8時間超）、短時間認定（8時間以内）」については、保護者の就労時間等を比較して、時間数の短い方で決定されます。

【⇒標準時間・短時間の認定について、次ページに例が記載してあります】

【参考例】

① 短時間認定で、延長保育料が掛からない例(一例です)

《園児Aさんの場合・・・保育園のお迎えの時間が15：30》

父	就 労 時 間	8：30～17：30【勤務時間 9時間（休憩時間含む）】
	保育園から勤務場所への通勤時間	片道20分
	認定区分の計算	9時間+往復40分=9時間40分
母	就 労 時 間	7：30～13：00【勤務時間 5時間30分（休憩時間含む）】
	保育園から勤務場所への通勤時間	片道25分
	認定区分の計算	5時間30分+往復50分=6時間20分 ⇒ 短時間認定

短時間認定で16時までのお迎えのため、延長保育料は掛かりません。ただし、突発的な残業や病院等により16時以降のお迎えになった場合は延長保育料が掛かります。金額は9ページの表をご参考ください。

② 短時間認定で、延長保育料が掛かる例(一例です)

《園児Bさんの場合・・・保育園のお迎えの時間が16：10》

父	就 労 時 間	8：00～17：00【勤務時間 9時間（休憩時間含む）】
	保育園から勤務場所への通勤時間	片道45分
	認定区分の計算	9時間+往復1時間30分=10時間30分
母	就 労 時 間	9：00～16：00【勤務時間 7時間（休憩時間含む）】
	保育園から勤務場所への通勤時間	片道10分
	認定区分の計算	7時間+往復20分=7時間20分 ⇒ 短時間認定

短時間認定で16時以降お迎えのため、延長保育料が掛かります。金額は9ページの表をご参考ください。
※ただし、祖父母等の協力が得られ、16時までにお迎え可能な場合は、延長保育料は掛かりません。

③ 標準時間認定の例(一例です)

《園児Cさんの場合・・・保育園のお迎えの時間が月～水曜日は15：30、それ以外は17：15》

父	就 労 時 間	9：00～18：00【勤務時間 9時間（休憩時間含む）】
	保育園から勤務場所への通勤時間	片道45分
	認定区分の計算	9時間+往復1時間30分=10時間30分
母	就 労 時 間 (シフト制勤務者)	月～水曜日：9：00～15：00【勤務時間 6時間（休憩時間含む）】 木・金曜日：9：00～17：00【勤務時間 8時間（休憩時間含む）】
	保育園から勤務場所への通勤時間	片道15分
	認定区分の計算	8時間+往復30分=8時間30分 ⇒ 標準時間認定

標準時間認定のため、16時以降のお迎えについては延長保育料は掛かりません。ただし、天王保育園のみで実施している、特別延長保育（19時以降の延長保育）については、別途料金が掛かります。

<認定区分の計算のその他の事項について>

- ① シフト制の勤務者等について、日によって短時間（8時間以内）と標準時間（8時間超）がある場合は、標準時間認定となります。
- ② 育児短時間勤務者について、育児短時間の実際に働いている時間で認定区分の計算をします。
- ③ 産前・産後、育休、介護等の方は、基本的に短時間認定となります。

その他様々なケースがあると思いますが、詳しくは市役所子育て支援課へお問い合わせください。

※ 保護者の就労等の状況に変更があった場合は、認定区分の変更により保育料が変わる場合がありますので、状況が変わることが分かり次第、早めに保育園へご連絡ください。

〔参考資料〕 別表 みよし市保育園入園基準指数表

(当初入園審査の基準日は、平成 29 年 10 月 31 日)

区分			状況
就労	居宅外労働	外勤・自営業・農業	1 か月につき 140 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 7 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 120 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 110 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 5.5 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 100 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 5 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 80 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 4 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 60 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 4 時間以上かつ月 15 日以上勤務)
	居宅内労働	自営業	1 か月につき 140 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 7 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 120 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 110 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 5.5 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 100 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 5 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 80 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 4 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 60 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 4 時間以上かつ月 15 日以上勤務)
		内職	1 か月につき 100 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 5 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
			1 か月につき 80 時間以上勤務 (参考: 1 日につき実働 4 時間以上かつ月 20 日以上勤務)
産前産後			出産予定日の 6 週間前の日から出産日の 8 週間後の日までの期間にある場合
保護者の疾病・障がい	疾病	医師の診断により保育が不可能と判断された場合 (短時間でも保育が不可能)	
		医師の診断により保育が不可能と判断された場合 (短時間の保育なら可能だが、長時間の保育は不可能)	
		医師の診断により保育が不可能と判断された場合 (療養のため保育を避けたほうが好ましい)	
	障がい	身体障がい者手帳 1・2 級 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級 療育手帳 A・B 判定	
		身体障がい者手帳 3 級 精神障がい者保健福祉手帳 3 級 療育手帳 C 判定	
身体障がい者手帳 4 級			
親族等の介護・看護			臥床者・重度心身障がい者の介護、入院、通院、通所 要介護 5・4 身体障がい者手帳 1・2 級 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級 療育手帳 A・B 判定 病人や障がい者の介護や入院、通院、通所 要介護 3 身体障がい者手帳 3 級 精神障がい者保健福祉手帳 3 級 療育手帳 C 判定 病人や障がい者の介護や入院、通院、通所 上記以外
災害復旧			地震・風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
求職活動			居宅外で求職活動をしている場合
就学			1 か月につき 80 時間以上就学 (参考: 1 日につき 4 時間以上かつ月 20 日以上就学)
			1 か月につき 60 時間以上就学 (参考: 1 日につき 6 時間以上かつ月 10 日以上就学)
その他			児童福祉の観点から、保育園所管課長が保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合

調整指数

ひとり親世帯 (母子家庭)	単独世帯 65 歳未満の祖父母等同居	育休復帰
生活保護世帯 (ひとり親世帯の点数と重複適用なし)		新年度継続在園児のいる兄弟姉妹入園
社会保険加入		新規兄弟姉妹同時入園申込みの場合
同居する 65 歳未満の祖父母が保育可能(3 歳未満児のみ)		小規模保育事業・地域型保育事業などの卒園児
就労予定者		生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合
入園申込児童が障がいを有する場合 (手帳保持者)		虐待や DV のおそれがあること

※ 点数比較は保護者のうち一番点数の低い者を比較する。

※ 同点の場合の優先順位

- 既に兄弟姉妹が入園しており、平成 30 年度も引き続き兄弟姉妹が入園申込みと同じ保育園に入園している世帯
- 次の順位で比較 ①災害復旧 ②疾病・障がい ③介護・看護 ④就労(居宅外労働) ⑤就労(居宅内労働) ⑥産前産後 ⑦就学 ⑧求職活動
- 未就学児童数が多い世帯
- 平成 29 年度以前に入園申込みし、引き続き待機期間が長い世帯

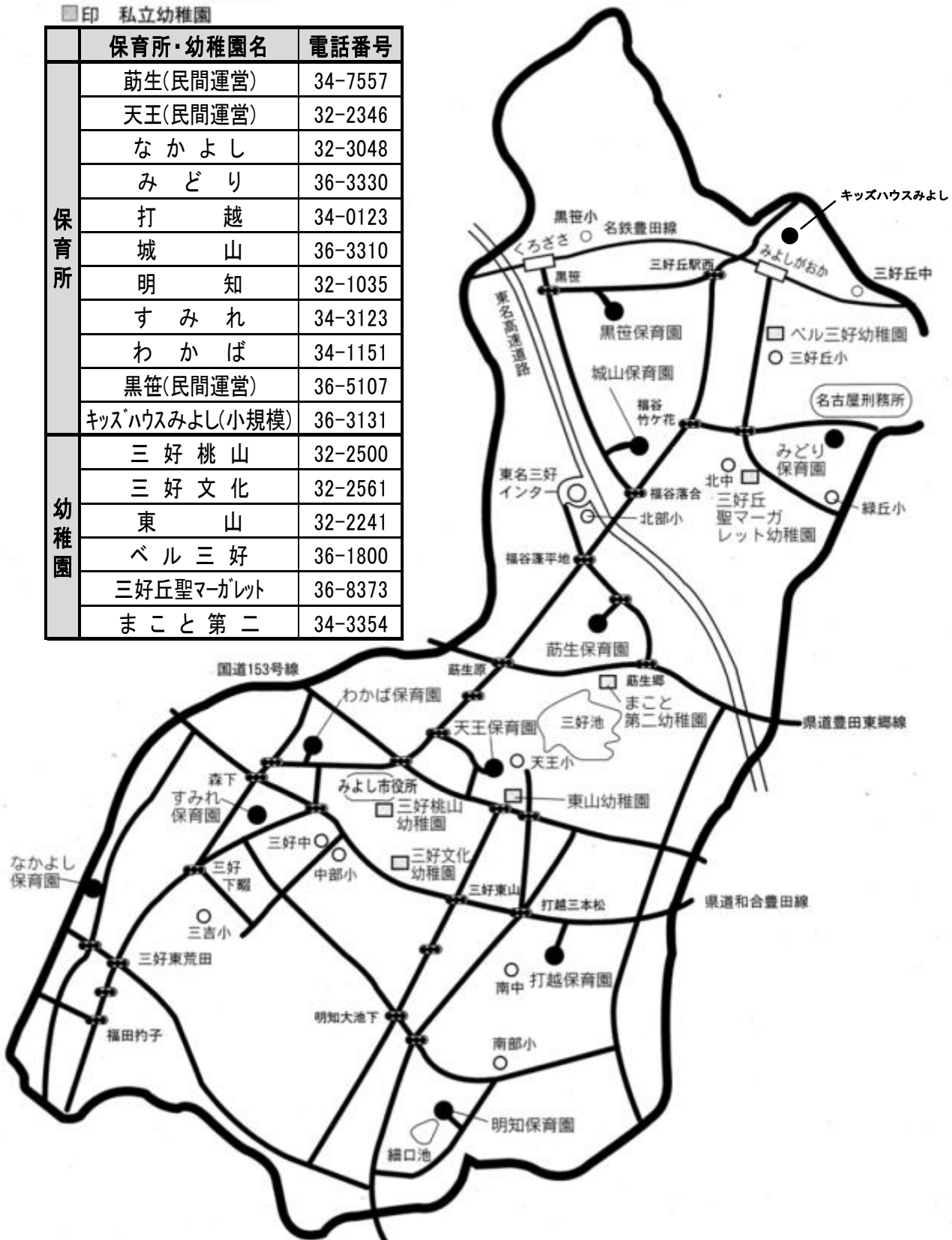
※ 上記でも選考できない場合は抽選 (抽選番号が少ない方が優先)

保育所・幼稚園位置図

●印 市立(私立)保育所

□印 私立幼稚園

	保育所・幼稚園名	電話番号
保育所	苧生(民間運営)	34-7557
	天王(民間運営)	32-2346
	なかよし	32-3048
	みどり	36-3330
	打越	34-0123
	城山	36-3310
	明知	32-1035
	すみれ	34-3123
	わかば	34-1151
	黒笹(民間運営)	36-5107
	キッズハウスみよし(小規模)	36-3131
	幼稚園	三好桃山
三好文化		32-2561
東山		32-2241
ベル三好		36-1800
三好丘聖マージェット		36-8373
まこと第二		34-3354



<お問い合わせ先> みよし市役所子育て支援課 保育担当
 電話 (0561) 32-2111 【代表】内線 2407・2408・2409
 (0561) 32-8034 【直通】
 F A X (0561) 34-4379
 〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地
 ホームページアドレス <http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>